

～助成対象戸数と申請できる上限戸数について～

1 福祉避難所※1 当たりの助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。（最大20戸）

※1（イ）災害時協定締結事業所要件の場合は、「災害時協定締結事業所」と

（ウ）災害要件なし事業所要件の場合は、「申請事業所」と読み替えてください。（以下同様）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
利 用 定 員 数 	0 } 40	41 } 50	51 } 60	61 } 70	71 } 80	81 } 90	91 } 100	101 } 110	111 } 120	121 } 130	131 } 140	141 } 150	151 } 160	161 } 170	171 } 180	181 } 190	191 }
上限戸数 	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

*利用定員数は福祉避難所の収容人数ではありません。

ただし、以下の要件に該当する外国人介護職員については上限を超えて申請可能です。

（出入国管理及び難民認定法に定める以下の在留資格を有する者）

○在留資格「介護」

○在留資格「特定技能」（特定産業分野「介護」に限る）

○在留資格「技能実習」（職種名「介護」に限る）

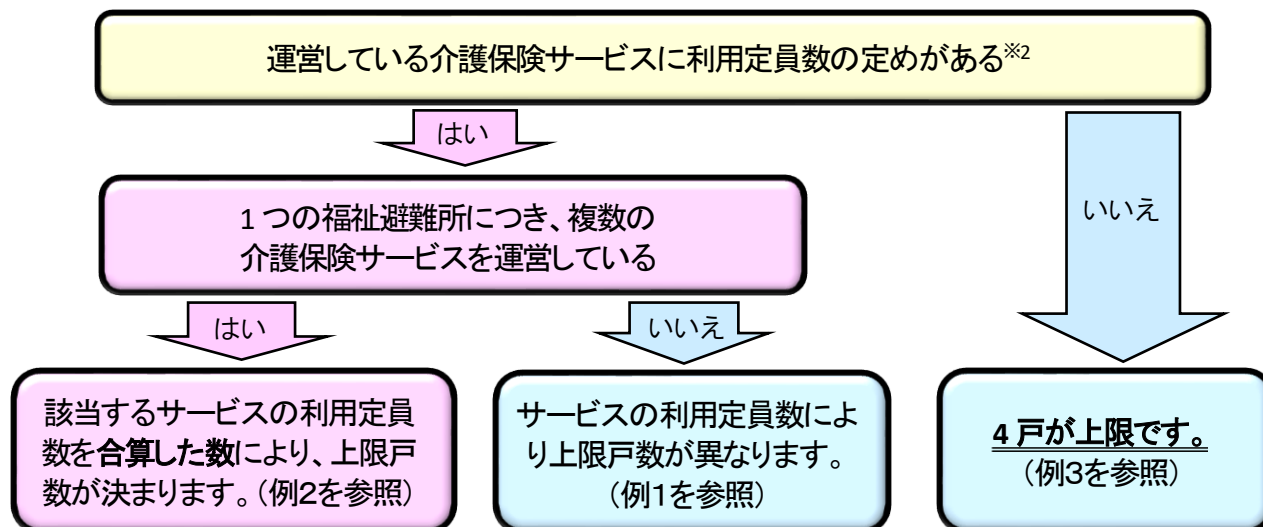
○在留資格「留学」（資格外活動許可を取得している者に限る）

○在留資格「特定活動」

（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る）

利用定員数及び、上限戸数の考え方については下記のとおりです。

【上限戸数の考え方】



※2 利用定員数の定めが無いサービス（一律4戸が上限）：訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援

【上限戸数の算出例】

例1 《1つの介護保険サービスのみ運営している場合》

特別養護老人ホームを運営していて、利用定員数が120名の場合

➡上限戸数は12戸になります。

例2 《複数の介護保険サービスを運営している場合》

特別養護老人ホームと通所介護事業所を運営していて、
利用定員数が特別養護老人ホーム150名・通所介護事業所30名の場合(Q&A集11番を参照)
 $150(名) + 30(名) = 180(名)$

➡上限戸数は18戸になります。

例3 《利用定員数の定めのない介護保険サービスのみ運営している場合》

訪問介護事業所を運営していて、利用定員数の定めがない場合(Q&A集12番を参照)

➡利用定員数の定めがないサービスのため、一律4戸が上限です。

例4 《年度内にサービスの利用定員数が増える予定がある場合》

利用定員数が120名の介護老人保健施設を運営しているが、
年度内にその利用定員数が150名に増える予定がある場合(Q&A集10番を参照)

➡利用定員数は当該年度4月1日時点の数により算定します。
年度内に利用定員数が増える見込みがある場合でも、それは変わりません。
したがって、利用定員数は120名で計算し、上限戸数は12戸になります。

例5 《1福祉避難所内に対象サービスと対象外サービスが所在している場合》

特別養護老人ホームと地域密着型通所介護事業所の2つを運営していて、
利用定員数が特別養護老人ホーム65名・地域密着型通所介護事業所15名の場合

➡地域密着型通所介護事業所は助成対象外のため、
特別養護老人ホームの利用定員数65名で上限戸数を算出し、上限戸数は7戸になります。